

第3章 施工・調達監理

7. 完了

(1) 業務の完了と竣工検査（完成検査）

コンサルタントは、施設建設の竣工時や機材の据付等の完了時に、契約当事者である発注者（被援助国）の立ち会いの下、竣工検査を実施するとともに竣工検査報告の内容について、発注者（被援助国）の承認を得る必要があります。竣工検査にあたって、コンサルタントは工事出来形その他、発注者（被援助国）に提出される竣工図書（竣工図、工事写真、品質管理報告書、保全に関する書類等）が適正に作成されているか、その内容についても十分に確認する必要があります。

なお、竣工検査の実施にあたっては、JICA職員またはJICAの指定する者が立会う場合もあります。さらに、案件によっては、JICAは資金協力技術専門員/企画調査員（資金協力）等を派遣し、立会いを行うことがありますので、竣工検査予定の2カ月前には、その実施予定についてJICAに連絡してください。

(2) 竣工式（引渡式）

竣工式や引渡式は発注者（被援助国）が主体となって行うものですが、わが国の無償資金協力事業としての広報効果が高いため、在外公館やJICA事務所の参加に加え、必要に応じ要人を本邦から派遣するなど、積極的に対応することとしています。

発注者（被援助国）は、竣工式や引渡式の準備にあたって、コンサルタントに支援を要請する場合がありますが、その場合には、発注者（被援助国）の意向を確認し、在外公館やJICA事務所・JICA資金協力業務部との調整や連絡を行ってください。

(3) 完了報告・Project Monitoring Report(PMR) final

第1章「2. JICAの役割」「(2) 被援助国政府のJICAへの報告等の義務」に記載のとおり、発注者（被援助国）はJICAに事業の進捗報告が義務付けられていますが、施工・調達完了時において報告を求めることとしています。

2015年4月調達ガイドライン以前

コンサルタントは、施工・調達監理業務の完了後、発注者、およびJICAに完了報告を行う必要があります。完了報告は、G/A署名から施工・調達完了時までの経緯や完了時の状況等について報告するものです。完了報告（完了届）の報告事項は以下のJICAウェブサイトに掲載していますので、参照ください。デジタル画像集の提出については8第3章9. を参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/kanryo/index.html

ソフトコンポーネントを実施した案件については、コンサルタントの当該業務の完了報告が必要です。ソフトコンポーネント完了報告の記載要領については、ソフトコンポーネントガイドラインを参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/soft_component_01.html

また、その要約として、以下のJICAウェブサイト公開しているソフトコンポーネント完了届をJICAに提出してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/soft_kanryo/index.html

2016年1月調達ガイドライン

2016年1月調達ガイドラインの適用案件については、発注者（被援助国）は、G/Aに基づき、建設及び調達完了時¹に進捗報告に用いていたPMRを最終化し、PMR (final)として提出することが義務付けられています。PMR同様、コンサルタントは報告義務の履行支援を行います。PMR (final)の作成については、「参考資料20 Project Monitoring Report (PMR) 記載例及び記載要領」を参照ください。

なお、PMR (final)は、G/AのArticle 6 (3)において供用開始後6ヶ月以内の提出が規定されている” a report concerning completion of the Project” とは異なります。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050ovv-att/20.pdf

ソフトコンポーネントを実施した案件については、コンサルタントはソフトコンポーネントガイドラインに基づき、「Final Report of Soft-Component Works (technical assistance) on the Completion of Activities (ソフトコンポーネント完了報告書)」を作成し、業務完了後1か月以内に施主へ提出します。同報告書の写をJICAにも同時に提出してください。その際、成果品（マニュアル等）およびデジタル画像集、データを格納したCD-ROMについてもあわせて提出してください。作成部数、作成要領は以下の通りです。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/soft_component_01.html

¹ ソフトコンポーネント、メンテナンス（保守契約）、瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）・メーカー保証期間満了前検査は含まず、これらは別途コンサルタントの業務完了として報告します。

ソフトコンポーネント完了報告書

1. 提出書類

- (1) ソフトコンポーネント完了報告書（施主提出版の写） 原則4部
- (2) 成果品（マニュアル等）1部
- (3) デジタル画像集（写真・デジタル画像記録表）1部
- (4) (1)～(3)のデータを格納したCD-ROM 2枚

2. 仕様および部数

- (1) ソフトコンポーネント完了報告書
A4（両面コピー）簡易製本
原則4部提出ください（バヌアツ、ソロモン、トンガ、サモア、モルディブ、セントルシア、エクアドル、ウルグアイ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、イエメン、ジンバブエ、ベナン、ジブチ、ガボン、ナミビア、ニジェール、ボツワナ、タジキスタンについては、5部）。
- (2) 成果品（マニュアル等）1部
- (3) デジタル画像集（写真・デジタル画像記録表）1部
ソフトコンポーネント内容が網羅的にわかる枚数の写真（jpgファイル）をデジタル画像集として提出してください。無償資金協力による案件の内容や効果を分り易く示していくことを目的に活用させていただきます。写真は、ソフトコンポーネントで実施していること（座学、施設・機材等を用いた実習、ワークショップ等）について一通り網羅された形で、指導者（コーディネータ等含む）、参加者、使用している施設・機材等が分かる写真を撮影ください。
- (4) CD-ROM 2枚
上記(1)～(3)をCD-Rに保存して下さい。

3. 様式等

様式は以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/soft_kanryo/index.html

(4) 実施段階におけるコンサルタント実績評価

JICAは、協力準備調査に従事するコンサルタントを無償資金協力事業でのコンサルティング業務を行うコンサルタントとして推薦していることを踏まえ、施工・調達監

理業務に関する業務実績評価の導入により、同業務の質的向上を図るとともに、協力準備調査のコンサルタント選定において評価結果を活用することにより、より適切なコンサルタントの選定を図ることを目的として実績評価を実施します。

コンサルタントは、施工・調達の完了までの業務が完了した時点で、自己評価や要望等をJICAに提出してください。JICAからは評価結果を通知します。

実績評価の方法は、以下のJICA Webサイトを参照ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/ku57pq00000okiu9-att/consult_outline.pdf

(5) 資材調達型案件の出来型確認について

鋼橋桁調達案件や学校建設資材調達案件など、施設建設用の資材を調達し、建設そのものは発注者(被援助国)が実施するものを「資材調達型案件」と称しています。このような案件では、通常発注者(被援助国)に調達資材を引き渡した時点で日本側負担は完了し、コンサルタントや調達業者の業務も完了します(詳細は契約書の記載による²⁾)。しかしながら、資材引渡し後、発注者(被援助国)が施設建設を完了するまでに著しく時間がかかったり、当初設計のとおりには施工されていないために当初見込まれた効果が十分に発現しないことが懸念されます。

このため資材調達型案件では、G/Aと同時に締結するRecord of Discussions(2016年1月調達ガイドライン適用案件においては、G/AのSchedule 4(受贈者の責務))において、発注者(被援助国)がJICAに対して施工の進捗報告、完了報告を行うことを規定しています。発注者(被援助国)が規定どおりにJICAに対して報告を行うよう、適宜、コンサルタントからも以下の対応をお願いします。

- ① 資材引渡し時に施設建設のスケジュール(業者調達予定や関連工事予定および完工予定時期等)の確認
- ② 施設建設状況について、JICAに定期的に報告するよう依頼
- ③ 完工時にはその報告をJICAに行うよう依頼
- ④ 完工式や引渡し式などには可能であれば大使館・JICAの関係者も招待するよう依頼。完工時の報告には必ず対象施設の完工写真(調達資材が使用されていることがわかるよう、詳細なもの)を添付するよう求め、適切な写真撮影が可能となるような指導も適宜行ってください。

(6) 機材更新に伴う既存設備等との接続について(機材案件)

給水ポンプ等、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材を更新するような事業のうち、発注者(被援助国)により同接続が行われる事業については、

² 例外的に、調達資材を使用した施設建設状況を契約期間中に調査報告することを義務付けているコンサルタント契約もあります。

発注者が調査時に確認した更新機材の接続に関する実施のスケジュール、内容等に基づき対応を行うよう、コンサルタントからも以下の対応をお願いします。

- ① 機材引渡し時に既存設備等との接続スケジュールおよび内容（業者調達予定や関連工事予定および完工予定時期、工事内容等）の確認。仮に調査時に確認したスケジュールおよび内容に変更がある場合は、文書による確認と変更内容の適否について技術的な確認を行ってください。
- ② 接続が完了した際にはその報告を JICA に行うよう依頼
完了時の報告には必ず対象機材の写真（機材が使用されていることがわかるよう、詳細なもの）を添付するよう求め、適切な写真撮影が可能となるような指導も適宜行ってください。